

新潟市地方産業育成資金貸付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年4月1日

新潟市長 中原 八一

新潟市訓令第2号

新潟市地方産業育成資金貸付規程の一部を改正する規程

新潟市地方産業育成資金貸付規程（昭和37年新潟市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「年1.70パーセント」を「年1.85パーセント」に、「年1.90パーセント」を「年2.05パーセント」に、「年2.20パーセント」を「年2.35パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に貸し付けられている貸付金の利率については、なお従前の例による。